

専第6号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度各務原市一般会計補正予算（第2号）を定めることについて専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和3年6月4日報告

各務原市長 浅野 健 司

専決第8号

令和3年度各務原市一般会計補正予算（第2号）を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度各務原市一般会計補正予算（第2号）を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和3年4月25日

各務原市長 浅野 健 司

令和3年度各務原市一般会計補正予算（第2号）

令和3年度各務原市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74,880千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,230,777千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
20 繰入金		6,083,376	74,880	6,158,256
	1 基金繰入金	6,083,376	74,880	6,158,256
歳 入 合 計		53,155,897	74,880	53,230,777

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
7 商工費		1,695,710	74,880	1,770,590
	1 商工費	1,695,710	74,880	1,770,590
歳 出 合 計		53,155,897	74,880	53,230,777